

結核関係届出書について

1. 結核発生届

結核は二類感染症にあたるため、**診断後直ちに提出**して下さい。

(保健所へFAX後、原本は郵送願います。)

2. 結核患者入(退)院届出票

結核患者(潜在性結核感染症を含む)が入院及び退院した場合には、**7日以内**に提出して下さい。

3. 結核医療費公費負担申請書

結核の治療をする場合には、実際に公費負担の対象にならない場合(拘置所収監中・老健施設入所中・労働災害等)においても、保健所として感染症(結核)の治療の状況を把握するために申請をお願いします。

申請にあたって添付、記載していただく事項

- ・3ヶ月以内に撮影された胸部エックス線写真。
- ・病巣が確認できるCT画像(CD-R可)
- ・結核菌検査(塗抹、培養、PCR)
- ・インターフェロン γ 試験(QFT, T-SPOT)
- ・ツベルクリン検査
- ・胸水ADA
- ・CRP等の血液検査
- ・病理所見
- ・画像所見
- ・糖尿病等の合併症
- ・その他参考となる事項

4. 患者票記載事項変更届

次の事項を変更したときには患者票を添付し変更届を提出して下さい。

- ・結核指定医療機関を変更したとき
- ・保険証を変更したとき
- ・住所を変更したとき

5. 転届届

次の状況になった場合に提出願います。

- ・略治
- ・治療放棄
- ・転症
- ・居所不明
- ・死亡(死因必要)
- ・副作用中止